

街頭営業適正化指導規程

[目 的]

第1条 この規程は、不適正営業事業者に対する指導を徹底し、街頭における個人タクシー事業の適正化とともに利用者利便の向上を図ることを目的として定めるものである。

[指導対象事案]

第2条 この規程で指導対象とする事案は、下記のとおりとする。

- (1) 道路運送法等に違反する行為
- (2) タクシー業務適正化特別措置法等に違反する行為
- (3) 公益財団法人東京タクシーセンター（以下「センター」という。）のタクシー乗り場等適正運営推進制度（以下「適正運営推進制度」という。）に違反する行為
- (4) センターのタクシー乗り場管理運営委員会が定めた自主規制に違反する行為
- (5) 道路交通法による車両の進入禁止、タクシー通行禁止、空車タクシー進入禁止、空車タクシー通行禁止、駐停車禁止その他の規制等に違反する行為
- (6) 当協会の特定地域街頭営業ルール実施要綱に違反する行為
- (7) 上記のほか次の交通阻害となる行為
 - ①交差点内客待ち及び待機行為
 - ②横断歩道上とその側端から前後5m以内での客待ち及び待機行為
 - ③後退の繰り返しを伴う客待ち及び待機行為
 - ④二重駐停車による客待ち及び待機行為
 - ⑤その他の交通阻害行為
- (8) その他個人タクシー事業者としてあるまじき行為

[事案の報告]

第3条 センターから法律違反及び適正運営推進制度規制違反その他による指導内容通知書又は不適正営業確認内容通知書を受けた所属団体長は、その都度その写しを当協会へ速やかに提出するものとする。なお、センターに対し異議申し立てをした場合にはその旨を併せて報告するものとする。

- 2 適正運営推進制度の違反発生の日から1ヵ月以内に適正化研修を受講することにより当該違反点数を消滅しようとする場合には、前項で提出

する指導内容通知書又は不適正営業確認内容通知書の写しに「適正化研修受講予定」と余白に記入するものとし、受講後に適正化研修の研修修了証の写しを速やかに提出するものとする。

〔事案審査担当者〕

第4条 事案審査担当者を置き、事案の審査にあたる。

2 事案審査担当者は、街頭営業適正化特別委員会正副委員長及び専務理事とする。

〔事案の定義及び処理〕

第5条 「警告事案」の定義

(1) 第3条第1項に定めるセンターからの指導内容通知書又は不適正営業確認内容通知書の送付があったもの。ただし、第3条第2項により適正運営推進制度における当該違反点数が消滅した場合を除く。

(2) 当協会街頭営業適正化特別委員・推進指導員、センター、警察等から第2条に定める違法行為、規制無視、不適正行為、交通阻害行為等として指導又は現認の通報等があったもののうち、事案審査担当者により警告事案と判断されたもの。

(3) 利用者等から当協会等に苦情等の申告があったもののうち、事案審査担当者により警告事案と判断されたもの。

第6条 「警告事案」の処理

(1) 所属団体長を通じて、当該事業者へ下記について通知する。

①警告事案として判断された旨

②不適正行為の是正

③再び繰り返された場合の措置

(2) 所属団体長は当該事業者へ不適正行為の改善指導を行うものとする。なお、所属団体長は改善指導報告書を当協会に提出するものとする。

第7条 「処分事案」の定義

(1) 警告事案の発生日以後3年以内に警告事案に該当した場合。

(2) 処分事案の発生日以後3年以内に警告事案に該当した場合。

(3) 行政から「個人タクシー事業者の違法行為に関する相互通報」の通知があったもの。

(4) センターから「不適正営業車両の通報」の通知があったもの。

(5) 下記事案において、事案審査担当者3名による合議により処分事案と判断されたもの。

①警告事案に規定する事案で悪質と思われるもの。

②当協会役員等による街頭指導においてその指導に従わないもの。

- ③当協会の定める規定に従わないもの。
- ④個人タクシー事業者としてあるまじき行為。

第8条 「処分事案」の処理

- (1) 所属団体長を通じて、当該事業者へ下記について通知する。
 - ①処分事案として判断された旨
 - ②処分事案として会員団体へ処分要請する旨
 - ③不適正行為の是正
 - ④再び繰り返された場合の措置
- (2) 当該事業者が所属する会員団体長へ、それぞれの規約に基づく措置を要請し、会員団体長はその結果を当協会に報告するものとする。
- (3) 処分事案としての処理が2回目以上となる場合には、加重した措置及びセンター実施の自主研修（1日）の受講を要請するものとする。

第9条 「行政通報事案」の定義

下記事案において、事案審査担当者3名による合議により行政通報事案と判断された事案。

- (1) 悪質な接客態度不良行為又は違反行為等を繰り返すなど協会及び所属団体の指導に従わないもの。
- (2) 街頭指導において1年間3回以上不適正営業として指導を受けたもの。
- (3) 会員団体より改善指導不可能である悪質事業者として通報されたもの。

第10条 「行政通報事案」の処理

正副会長会議において行政への通報等の措置を決定する。

〔所属団体長講習会〕

第11条 全所属団体の中で、前年1年間における所属団体ごとの指導対象事案発生率の高い上位20団体の所属団体長を対象に「所属団体長講習会」を開催する。

- 2 前項の指導対象事案発生率には、第3条第2項により適正運営推進制度における当該違反点数が消滅した場合も含めるものとする。
- 3 第1項の所属団体長講習会の開催にあたって、当該所属団体長は旅費規程に基づく支給の対象としない。

〔報告〕

第12条 本規程に基づき処分事案として事案処理された案件については、理事会に報告する。

〔規程外の措置〕

第13条 本規程外の事案については、当協会正副会長会議の決定にもとづき処置するものとする。

〔附 則〕

1. この規程の改廃は、理事会にて行う。
2. この規程は、平成23年7月19日から施行し、平成23年10月1日以降発生的事案から適用する。適用日前の事案については従前の取扱いによるものとする。この規程の施行により旧「街頭営業適正化指導規程」及び「街頭営業適正化特別指導講習会実施要綱」は廃止する。
3. この規程は、平成23年9月7日一部改定し、平成23年10月1日以降発生的事案から適用する。(挿入第2条、改定第5条)
4. この規程は、平成24年5月24日一部改定する。(改定第2条、第3条、第5条、第7条、第8条)
5. この規程は、平成24年12月14日一部改定する。(改定別紙様式1)
6. この規程は、平成26年8月18日一部改定する。(挿入第8条第2項、第3項、第9条(4)、第10条第3項)
7. この規程は、平成27年5月21日一部改定する。(第2条(4))
8. この規程は、平成28年8月19日一部改定し、平成29年1月1日以降発生的事案から適用する。適用日前の事案については従前の取扱いによるものとする。ただし、第11条「所属団体長講習会」は、平成28年の実績に基づき、平成29年から実施する。